

あなたのお家は大丈夫！？ ～住宅の耐震化を助成します～

産業建設課
お知らせ



お問い合わせは、下記まで。
産業振興班(☎63・3806)
建設班(☎63・3804)

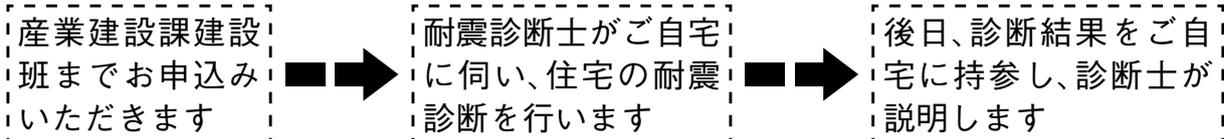
■耐震診断

平成12年5月31日以前に建築された木造住宅および昭和56年5月31日以前に建築された非木造住宅で、地上階数が2以下かつ延べ面積が200㎡以下のものが対象となります。

上記の対象となった場合、耐震診断の費用が、木造は無料、非木造は2/3補助となります。



〔木造住宅の耐震診断の流れ〕



◎《申込期日》令和2年2月28日(金)

■耐震改修サポート事業

耐震診断により耐震性が不足すると判断された木造住宅について、耐震改修の専門家「耐震マネージャー」を無料で派遣します。

改修の工事内容や費用についての相談や、改修計画の提案を行います。

耐震マネージャーは、耐震診断により耐震性が不足すると判断された住宅の方なら、どなたでも相談することができます。

希望される方は、(一社)和歌山県建築士会(☎073・423・2562)までお申し込みください。

和歌山労働局からの お知らせ

事業主のみなさまへ

平成31年度の
労働保険年度更新について

「労働保険」とは、労災保険と雇用保険を総称したもので、年度当初に労働保険料を概算で申告・納付し、翌年度当初に確定精算することになっていきます。

このような手続きを「年度更新」といいます。

事業場あてに年度更新用の申告書が郵送されますので、申告書を作成の上、6月3日から7月10日までの間に申告・納付をお願いします。

詳しくは、和歌山労働局のホームページをご覧ください。か、和歌山労働局総務部労働保険徴収室

☎073・488・1102
までお問い合わせください。



住宅耐震改修工事の定額補助について

～「補強設計と耐震改修の総合的実施事業」の追加～

平成30年度から、住宅の耐震化をより一層促進するため、設計だけでなく一連で改修工事まで完了させるものを対象とする「補強設計と耐震改修の総合的実施事業」が追加されました。

これまでは設計と工事にそれぞれ定率補助を行う制度でしたが、一部を定額補助とすることで、自己負担の更なる軽減を図り、耐震化の実施を後押しします。

『補強設計と耐震改修の総合的実施事業の概要』

○補助要件

- ・ 右記の耐震診断を受け、その結果、耐震性が不足すると判断されていること
- ・ 設計から改修まで一連で実施し、耐震性を一定以上まで向上させること
- ・ すでに設計の補助金を受けていないこと



新しい補助制度

50万円(工事費の40%が上限)
+
定額66万6千円

合計最大116万6千円を補助

《申込期日》
令和元年9月27日(金)

以前の補助制度(存置)

- 耐震設計
〔補助率〕 設計費の2/3
〔上限額〕 13万2千円
- 改修工事
〔補助率と上限額〕
工事費の2/3、上限60万円
+
工事費の11.5%、上限41万1千円
→合計最大101万1千円

新しい補助制度の特徴

1. これまでよりも補助金アップ

これまでの設計補助、改修工事補助を活用する場合と比べて、新しい制度を活用することで補助金額が増えます。

2. 自己負担なしで改修工事まで行うことも可能

設計費、工事費を低額に抑えるほど、現行制度に比べて補助金額が増えます。

例えば、設計費と工事費の合計が100万円以下の場合、自己負担が0となるケースがあります。

※旧制度の「耐震補助設計」、「耐震改修工事」もご利用いただけます。